退職後も被保険者でいられる「任意継続被保険者」

退職すると被保険者の資格を失いますが、一定の条件を満たしていれば、継続してリリー健保の被保険者となれるしくみがあります。これを「任意継続被保険者制度」といいます。

任意継続被保険者となれる人

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

①退職などにより健康保険の被保険者資格を失った人
②資格を失った日まで継続して２カ月以上被保険者であったこと
③資格を失った日より 20 日以内に任意継続被保険者となることの申請をすること

○任意継続被保険者でいられる期間

任意継続被保険者となった日から最長２年間です。

※ 75 歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、２年以内でも資格を喪失します。

○負担する保険料

下記の標準報酬に基づく保険料で被保険者の自己負担分と事業主負担分をあわせた全額を自己負担します。任意継続被保険者になると、事業主による保険料負担はありません（保険料月額表は 81 ページ参照）。

毎月 10 日までに自分で保険料を納付します（初回については健康保険組合が定める日）。

任意継続被保険者の標準報酬

保険料の計算基礎となる標準報酬は、次のいずれか低い方が適用されます。なお、健康保険組合の規約により、退職時の標準報酬とすることが可能です。

- 退職時の標準報酬
- 前年度９月 30 日現在のリリー健保の全被保険者の標準報酬の平均額（750,000 円）

○保険料の前納

６カ月・12 カ月単位（喪失日が明らかな場合はその前月まで）の前納制度があります。詳しくは任意継続の資格取得時にお知らせいたします。

※就職等で新たに別の社会保険に加入した場合は、新たに加入した月から納めていた期間までの保険料を還付します。
希望による脱退申出の場合は、申し出た翌月から納めていた期間までの保険料を還付します。
（ともに届出が必要です）

任意継続被保険者の資格を失うとき

次の事由に該当した場合は、任意継続被保険者の資格を失います。

❶被保険者となった日より起算して２年を経過したとき
❷死亡したとき
❸保険料を指定された納付期日までに納めないとき
❹再就職して、他の健康保険、船員保険などの被保険者となったとき
❺後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
❻資格喪失を申し出たとき
※健康保険組合が受理した翌月１日が喪失日となります。

〈上記の資格喪失時は次の手続きをお願いします。〉

すみやかに保険証または資格確認書を返却のうえ、❶を除き❷～❻の場合はリリー健保へ連絡してください（喪失手続きに必要となる書類を提出していただきます）。

Q&A

Q 任意継続被保険者になると、在職中と同様のサービスが利用できるのですか？

A 保険給付については出産手当金と傷病手当金以外は、在職中と同様の給付が受けられ、付加給付も支給されます。健診等の保健事業についても在職中と同様に利用できます。

※ただし、75 ページの資格喪失後の給付に該当する場合は、出産手当金と傷病手当金も支給されます。